

アルバニア、ロンドン・アグリーメントに加盟

2013年9月2日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、欧州特許条約（EPC）の締約国であるアルバニアがロンドン・アグリーメントに加盟し、同アグリーメントがアルバニアで9月1日に発効した旨、9月2日発行のEPO官報（2013年8-9月号）において公表した。

同アグリーメントは、欧州特許出願に関するコストの大半を占める翻訳費用を低減するための条約。締約国は元来、EPC第65条(1)の規定により、EPOによって欧州特許が付与されたのち、国内において当該欧州特許が国内特許と同じ効果を持つために、クレーム及び明細書の自国の公用語への翻訳を要求することができる。しかし、アルバニアが同アグリーメントに加盟し、EPC第65条(1)に従う条項を導入していないため、クレームのみを英語、ドイツ語、フランス語のEPO公式言語に翻訳してEPOに提出すればよく、クレーム又は明細書のいずれについてもアルバニア語への翻訳は要求されない。

アルバニアの同アグリーメント加盟によって、38のEPC締約国のうち19カ国について同アグリーメントが発効したことになる（各締約国の加盟状況については別添参照）。

<参照条文（日本語仮訳）>

EPC65条 欧州特許の明細書の翻訳文

(1) いかなる締約国も、欧州特許庁により付与され、補正され、又は縮減された欧州特許が当該締約国の公用語の何れか一つで作成されていない場合、特許権者が、付与され、補正され又は縮減された当該欧州特許の、当該特許権者の選択による当該締約国の公用語の何れか一つによる、又は、当該締約国が特定の一の公用語の使用を定めている場合はその公用語による翻訳文を、当該締約国の中央産業財産権官庁に提出すべきことを規定することができる。（後略）

(2)(3) 省略

— アルバニアのロンドン・アグリーメント加盟に関するEPO官報は、以下参照 —

[Albania accedes to the London Agreement](#)

— 各締約国の加盟状況は、以下参照 —

[Status of accession and ratification](#)

— ロンドン・アグリーメントの概要については、以下参照 —

[欧州知的財産ニュース 2006年10月号 \(PDF\)](#)

(以上)

《EPC締約国ロンドン・アグリーメント加盟状況及び加盟国の翻訳文提出要件》

EPC 締約国	発効日	明細書	クレーム
アルバニア	2013年9月1日		
オーストリア	未加盟		
ベルギー	未加盟		
ブルガリア	未加盟		
クロアチア	2008年5月1日	英語	クロアチア語
キプロス	未加盟		
チェコ	未加盟		
デンマーク	2008年5月1日	英語	デンマーク語
エストニア	未加盟		
フィンランド	2011年11月1日	英語	フィンランド語 or スウェーデン語
フランス	2008年5月1日	○	○
ドイツ	2008年5月1日	○	○
ギリシャ	未加盟		
ハンガリー	2011年1月1日	英語	ハンガリー語
アイスランド	2008年5月1日	英語	アイスランド語
アイルランド	加盟予定		
イタリア	未加盟		
ラトビア	2008年5月1日	○	ラトビア語
リヒテンシュタイン	2008年5月1日	○	○
リトアニア	2009年5月1日	○	リトアニア語
ルクセンブルク	2008年5月1日	○	○
マケドニア旧ユーゴスラビア	2012年2月1日	○	マケドニア語
マルタ	未加盟		
モナコ	2008年5月1日	○	○
オランダ	2008年5月1日	英語	オランダ語
ノルウェー	未加盟		
ポーランド	未加盟		
ポルトガル	未加盟		
ルーマニア	未加盟		
サンマリノ	未加盟		
セルビア	未加盟		
スロバキア	未加盟		
スロベニア	2008年5月1日	○	スロベニア語
スペイン	未加盟		
スウェーデン	2008年5月1日	英語	スウェーデン語
スイス	2008年5月1日	○	○
トルコ	未加盟		
英国	2008年5月1日	○	○

※ただし、上記「○」は、英語、ドイツ語、フランス語のいずれかのEPO公式言語で付与された欧州特許の明細書またはクレームについて、各EPC締約国における設定登録の際に、追加の翻訳文の提出の必要がないことを意味する。